**【参考例：契約書****】**

**事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書**

○○株式会社（以下「甲」という。）及び△△株式会社（以下「乙」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条第１項又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第29条第１項（第35条第６項及び第37条の２第３項において準用する場合を含む。）に基づき、甲が経営する【●●事業】における事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託について、次のとおり契約を締結する。

（受委託の範囲）

第１条　甲は、甲の○○営業所（以下「甲営業所」という。※複数ある場合は全ての営業所を記載）の業務のうち、【例：午後●時から翌日午前●時までの間に行う】【業務前及び業務後】点呼（遠隔点呼によるものに限る。）及び当該点呼の実施記録及び保存に係る業務（以下「事業者間遠隔点呼業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（受委託に係る条件）

第２条　甲及び乙においては、事業者間遠隔点呼業務の実施にあたり、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和５年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）第５条の機能の要件を満たす遠隔点呼機器を使用して行うこととし、遠隔点呼機器の導入、管理にあっては甲及び乙のそれぞれの責のもとに行うこととする。

２　事業者間遠隔点呼業務の実施場所については、点呼告示第６条の施設及び環境の要件を満たし、また、甲及び乙においては、同告示第７条に定める運用上の遵守事項を遵守することとする。

（契約の履行）

第３条　甲及び乙は、本契約の内容について、事前に協議の上で定めるとともに、信義に基づき誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項並びに契約内容及びその履行に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

２　甲は委託する業務内容を変更する必要が生じた場合は、十分な時間的余裕を持って、乙と協議する。

（秘密保持及び個人情報の管理）

第４条　甲及び乙は、本契約に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また、事業者間遠隔点呼業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

２　甲及び乙は、事業者間遠隔点呼を受ける甲営業所の運転者等に係る個人情報について厳格に管理を行わなければならず、また、事業者間遠隔点呼業務に必要な範囲を超えて、これを使用、提供等してはならない。

（緊急連絡体制表の提出）

第５条　緊急時の連絡を円滑に行うため、甲は、あらかじめ緊急時の連絡体制表を乙に提出しなければならない。なお、事業者間遠隔点呼の実施にあたって異常等が生じた場合の対応については、別途、事業者間遠隔点呼に係る業務の報酬その他管理の実施方法の細目において定める。

（事業者間遠隔点呼業務の調査・管理）

第６条　甲は、乙が事業者間遠隔点呼業務を適切に行っているか否かを確認するため、当該事業者間遠隔点呼業務が行われた後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、甲及び乙の間で電磁的に共有される点呼記録の確認を行うとともに、乙に対し、定期的に調査を行うことができる。この場合において、甲は、当該調査に必要な限度において、【例：事業者間遠隔点呼業務の視察、事業者間遠隔点呼実施者への質問、事業者間遠隔点呼業務に関する施設、帳簿、書類その他の物件の調査・管理等】を行うことができる。

２　甲は、前項の調査により、是正すべき事項を見つけたときは、乙に当該是正すべき事項を申し入れなければならない。

３　乙は、前二項の規定に基づき甲が行う調査等に協力するとともに、前二項の規定に基づく調査によらず乙において是正すべき事項が明らかとなった場合には、乙は当該事項について甲に報告しなければならない。

（委託料）

第７条　甲は乙に対し、事業者間遠隔点呼業務に要する費用及び管理の報酬（以下「委託料」という。）を支払う。なお、委託料の金額、支払時期等については、別途、事業者間遠隔点呼に係る業務の報酬その他管理の実施方法の細目において定める。

（契約期間）

第８条　本契約の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、期間満了○か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、乙は○○運輸局長の許可を取得した上で、更に○年間本契約を延長するものとし、以後この例による。

（契約の終了）

第９条　甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、速やかに相手方に連絡しなければならない。この場合、乙は速やかに本契約の終了に係る手続を行わなければならない。

（１）第６条の規定に基づく調査の結果、乙が適切に事業者間遠隔点呼業務を適切に行っていないことが判明し、当該内容が是正されないとき

（２）甲営業所又は乙の○○営業所のいずれかが、道路運送法第40条又は貨物自動車運送事業法第33条の規定による行政処分（許可の取消し又は事業停止処分に限る。）を受けたとき

（３）次条の規定により、契約を解除するとき

（契約の解除）

第10条　甲又は乙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、その相手方は、催促その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

（１）破産、特別精算、民事再生手続若しくは会社更生手続の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき

（２）第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課滞納処分を受けたとき

（３）解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき

（４）自ら振出し又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等支払が停止されたとき

（５）相手方が本契約の各事項に違反したとき

（６）相手方に重大な過失又は背信行為があったとき

（７）その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき